

1. 高齢者等は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、高齢運転者の安全対策という、補助金の交付目的に沿って使用しなければならない。
2. 高齢者等は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分（譲渡、交換、貸し付け（リース事業者を除く）、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為）してはならない。取得財産等の処分を制限する期間は、装置設置日から1年間とする。
3. 高齢者等は、前項の規定により定められた処分を制限する期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によって、補助金相当額の返納を求めることができる。また、センターの承認を得ずに取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金相当額の返納を求める。
4. 高齢者等が、前々項の規定により定められた処分を制限する期間内において取得財産等を処分した場合に、取得財産等の処分によって、高齢者等に収入があり、又は収入があるとセンターが認めるときには、センターは、高齢者等に対して、期限を付してその収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。
5. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。